

第 22 回津地区合併協議会（法定）

会議録（要旨）

日 時 平成 16 年 4 月 15 日（木）午後 1 時 00 分～午後 2 時 30 分
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、織田深雪委員、木下美佐子委員

1 開 会 事務局長あいさつ

2 会長あいさつ

はい。皆さん、どうも今日は年度当初のお忙しい中を、また協議会第 22 回目でございます。ご参集いただきまして、ありがとうございました。協議会がスタートいたしてから 1 年経ちました。この間随分と、いろんなご協議を煩わしてきたわけでございます。しかし、考えてまいりますと、合併に向けての期限というのも随分詰まってまいりまして、非常に少しあせるところもございます。現在、大切な問題がまだ協議会の場で結論を得ておりません。1 つは議会の議員の定数及び任期の取扱いもそうでございますし、それから、都市計画税等々、主な公共料金をどういうふうにして合わせようかという問題もございます。そういう中で今日後ほどご提案申し上げますけれども、議会の議員の任期の取扱いについて、ご提案を申し上げたいと思います。それから、もう 1 つ住民の皆さんにご関心の高い公共料金等につきまして、これは 1 つの協議会といいましょうか、会長案というふうに受け止めていただいて結構でございますが、少し具体的なお話を申し上げたいと、こんなふうに思います。そのところから、また協議会議論をスタートしていただければと、こんなふうに思ったりいたしました。そういうことで、今から数か月というのが、全く協議会の正念場になってくると思いますので、お忙しい中非常に恐縮でございますけれども、いろんな議論の中からよりよい方向に導いていただくということをお願いを申し上げます、ご挨拶にいたしたいと思います。今日は報告事項が 3 件と、それから前回提案の協議事項が 7 件でございますが、それに引き続き今申し上げました議員の定数の問題、それと公共料金等について少し詳しくお話をさせていただきたい、こんなふうに思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局長 はい、ありがとうございました。それでは、ここで新委員のご紹介をしたいと思っております。三重県の 4 月 1 日人事異動に伴いまして、当協議会の構成委員の変更を受けております。ご紹介いたします。3 号委員といたしまして、三重県津地方県民局長の青木彰彦様でございます。

青木委員 本多局長の後を受けまして、津地方県民局長になりました青木でございます。県といたしまして、合併につきまして、しっかり支援をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いたします。次に美杉村議会議長の今井委員につきましては、本日所用のため、海住副議長が代理出席との連絡をいただいております。ご報告いたします。それでは、会議次第の 3 に入ります前に、協議会規約第 9 条第 2 項におきまして、会長は会議の議長となるとありますので、恐れ入りますが、会長議長席まで移動をお願いいたします。なお、本日渡邊委員からご欠

席との連絡を受けております。それでは、会長よろしくお願いたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、どうぞ、格別のご協力をお願い申し上げたいと思います。それでは、本日の議事に入りたいと思います。まず、本日の会議は委員24人の出席で、津地区合併協議会規約第9条第1項の規定を満たしておりますので、ご報告を申し上げます。次に、本日の会議録の署名委員をお願いをいたしたいと思っております。河芸町長の長谷川委員さん、それから美里村市町村合併調査特別委員長の永田委員さん、それから3号委員から鈴木委員さん、それぞれのお3名をお願いをいたしたいと思っております。それでは、まず本日の議事ではありますが、報告第88号から報告第90号につきまして事務局から一括してご説明を申し上げますので、どうぞ資料をご用意ください。お願いします。

3 議 事

(1) 報告事項

- ・報告第88号 産業労働部会企業誘致分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第89号 産業労働部会商業振興分科会の事務事業調整方針について
 - ・報告第90号 産業労働部会農政分科会の事務事業調整方針について
- 資料に基づき、事務局長から報告

会 長 説明はお聞きになったとおりでございます。このことにつきまして、ご質問等ございましたら、お願いをいたします。特にございませんようでしたら、この報告につきましては、説明をいたしました内容でご承認いただけますでしょうか。
(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

(2) 協議事項

- ・協議第68号 財産の取扱いについて《協定項目》

会 長 それでは、今日の協議事項に入ります。まず、協議第68号財産の取扱いについてをご協議をいたしたいと思っております。この項目は現在10の市町村が所有をしております財産、それから債務の取扱いにつきまして協定書に記載する内容に整理をしたものです。それでは、協定書に記載をしていく内容について事務局がご説明を申し上げます。

資料に基づき、事務局長から説明

会 長 ただ今ご説明をさせていただきました。いかがでございましょうか。財産の取扱いにつきまして、ご質疑等ございましたらお願いをいたします。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 それでは、特にご異議がないようでございますので、協議事項68号財産の取扱いについては原案の通りの内容で確認といたします。続きまして、協議第69号自治会等の取扱いについてを議題といたします。それでは、

- ・協議第69号 自治会等の取扱いについて《協定項目》
- 資料に基づき、事務局長から説明

会 長 　ただ今ご説明を申し上げました、この項につきまして、いかがでございましょうか。
よろしゅうございますか。
（異議なし）

会 長 　それでは、自治会等の取扱いについては原案どおりの内容で確認をいたします。続
きまして、協議第 70 号各種事務事業の取扱い（人権施策）を議題といたします。よろ
しく。

- ・協議第 70 号 各種事務事業の取扱いについて
人権施策《協定項目》
資料に基づき、事務局長から説明

会 長 　人権施策について、ご説明を申し上げました。この項目について、いかがでござい
ましょうか。よろしゅうございますか。
（異議なし）

会 長 　ありがとうございます。それでは、特にないようでございますので、この協定項目
の内容につきまして、原案どおりの確認といたします。続きまして、71 号が各種事務
事業の取扱いについての中で（広報広聴関係）でございます。それでは、ご説明申し
上げます。

- ・協議第 71 号 各種事務事業の取扱いについて
広報広聴関係《協定項目》
資料に基づき、事務局長から説明

会 長 　それでは、71 号につきまして、いかがでございましょうか。ご質問、ご所見等が。
じゃ、美杉の結城さん。

結城委員 　美杉の結城でございます。13 ページの調整の内容案の 2 につきまして、特に要望さ
せていただきたいと思います。1 つは、ここに書いていただいておりますように、今
後につきましても、住民の皆さんと情報を共有していくと、そういう面からも極めて
ケーブルテレビの番組の内容、また質、また量等につきまして、極めて重要やという
認識をしております。従いまして、これを新市全域に放送するという方向付けをして
いただきますので、積極的に拡大を図っていただきたいと思います。そういう、特に要望をさせ
ていただきたいと思います。もう 1 つは、ここに掲げていただいております広報広聴関
係ではございませんけれども、今、情報部会でケーブルテレビの施設等についても、
いろいろと事務的な考えでご協力をいただいております。その都度報告を受けており
ます。部会長におかれては積極的にご検討をいただいて、折衝もいただいている、私
どもの事務局とも綿密にご協議いただいて、そういう報告をいただいておりますので、
是非ともひとつ積極的にご努力いただきたいと思います。そういう要望をさせていただきたい。
以上でございます。

会 長 　激励も含めてご要望をいただきましたが、部会長さん、何か承ってお話があれば、
どうぞ。

総務企画部会 　総務企画部会長でございます。ご要望のとおり、今後ともご協議させていただきたい
と思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

会 長 　よろしゅうございますね。他にいかがでございましょうか。この件につきまして、
はい、前山さん、どうぞ。

前山委員 　ただ今の美杉村長のご要望に私も同様に賛同をするものでございます。ケーブルテ
レビはそれぞれ生い立ちが違っております関係から、そして、また全域にこのケーブ

ルテレビが現在あるというわけではございません。従いまして、この扱いについては、大変難しい部分があるというふうに理解をいたしております。細部については、十分な機会が出来ておりませんが、是非ひとつ実施をしていく市町村の現状というものを、ここに書いてありますとおり、例を参考にして十分尊重していただいて、今後のあり方について、あるいはまた、いろんな方向を探っていただくとと思いますが、十分に尊重して、お願いを申し上げたいと。それだけ要望をしておきたいと思っております。

会 長 はい、重ねてのご要望ですから、もう当局からはいいですね。はい、どうぞ。水谷さん。

水谷委員 ちょっと、お尋ねしたい部分があるので。私今申し上げますが、3項の中の市政モニターの問題ですけど、津市の例によって調整するという部分では理解はするんですけど、そのあとのモニターのあり方を見直すということは、現在の市政のモニター制度そのものが津市の中には1つの方向として確立されていると判断をした場合、そのモニターのあり方を見直しをしなきゃならんような不都合な部分があるかどうか、そのへんは少し説明をいただきたいなど。

会 長 はい、分かりました。じゃ、部会長さん。お分かり、質問の主旨は。

総務企画部 失礼いたします。ただ今ご質問いただきました市政モニターに関しましては、新市に移行後もモニターのあり方を当然見直しを行うと共に、広域化に伴います運営のあり方等も検討をしていくということでございますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

会 長 まあ、不都合があるから見直しと大上段に構えたわけではなく、常に、こういうような変わり目というか、いろんな時に応じて見直しをしていかならんという気持ちだと思いますけれども、よろしゅうございますか。

水谷委員 そういう答弁をしてもろたらいいんじゃないかと思っております。

会 長 私が変わって答弁をします。私もモニター会議に出ていますけれども、そんな不都合って、取り立ててはございませんが、でも、皆さんのモニター制度なんかをまた寄せて勉強させていただくと、こういう方が良かったなというところが、いろいろと出てくると思っております。

水谷委員 わざわざ、文言で見直すと言うとるもんで、何かあるかと思っておりますよ。

会 長 失礼しました。そういうことです。いかがでございましょうか。それでは、これ以外に特にご意見がないようでございましたら、この広報広聴のことにつきまして、原案どおりの内容で確認でよろしゅうございますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、続きまして、72号は消防防災関係を議題といたします。それでは、説明してください。

- ・協議第72号 各種事務事業の取扱いについて
消防防災関係《協定項目》
資料に基づき、事務局長から説明

会 長 この項につきまして、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい、特にないようでございまして、この項目も原案どおりの内容で確認をいたします。次は、協議第73号窓口業務を議題といたします。お願いします。

- ・協議第73号 各種事務事業の取扱いについて

窓口業務《協定項目》

資料に基づき、事務局長ら説明

会 長 説明は以上でございますが、この項につきまして、いかがでございましょうか。ご質問ございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは、このことで確認をさせていただきます。それでは、次に74号、これも各種事務事業の取扱いについてであります。建設関係を議題といたします。では、説明をしてください。

・協議第74号 各種事務事業の取扱いについて

建設関係《協定項目》

資料に基づき、事務局長から説明

会 長 この件につきまして、いかがでございましょうか。ご質問、ご意見がございましたら、お願いをいたします。特にございませんようでしたら、原案どおりの内容で確認をいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。
(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございました。それでは、そのとおり確認をさせていただきます。少し駆け足で協定項目を再度ご確認をいただきました。今日の協議事項は以上でございます。

4 次回協議会(第23回)について

日 時 平成16年4月28日(水)午後3時

場 所 津市役所 8階 大会議室

協議予定事項

協議第75号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第76号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて《協定項目》

協議第77号 特別職の職員の身分の取扱いについて《協定項目》

会 長 今から、まず、会議次第4.次の協議会の日程についてからお諮りをしてまいりますが、次の22回の協議会は4月28日、木曜日午後3時から津市役所8階の大会議室で開催をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。この28日にご協議をいただきます案件でございますが、協議第75号から協議第83号の9件を予定をいたしております。失礼しました。75号から77号の3つです。まず、75号につきまして、少しご説明をさせていただきたいと思っております。21ページをご覧ください。これは表紙ですが、その次の22ページが具体的な事柄になっております。調整の内容では、1.議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、合併協議会で協議のうえ、決定する。2.合併に際しての議会の議員の定数については、38人を基本として調整を行う。このように案を示させていただきました。この1は今日の13日、2号委員さんの協議懇談会でまとめられた内容です。ですから、2号委員の方はご承知と思っておりますけれども、そのご意見によりまして、今日合併協議会の協議項目として取り上げました。それから、2は調整案の具体に入っております。この考え方は先程申し上げました懇談会の座長案として、4月5日に示されまして、そして13日に意見を持ち寄せられたものです。ここに記述をいたしました内容では、この懇談会全員一致のご意見とはなっておりませんが、協議会といたしましては提案をさせてい

ただきました。それで、38人を基本として調整をするということではありますが、その調整の意味の中には在任に関する特例の考え方は含まれておりません。ですけれども、定数に関する特例は含まれている。こういう余地をもった文言になっております。それでは、その場合の調整というのは、どういう具体的なものかという、この具体的な内容につきましては、まだそこまで進めておりません。今申し上げました調整の内容についての協議のスケジュールでございますが、今日はそのようにご提案をいたしました。先程の次の協議会が4月28日というふうに申し上げます、各団体でご審議をいただきたい、この28日までにとお思います。28日にそれぞれの団体のまとめられた考え方をご報告をいただきまして、今ご提案を申し上げましたような内容で揃えば、それで協定書の内容に移行させてまいります。ご異論など、ご所見があれば、再度調整案を作成いたしまして、提案をさせていただき、5月13日その次の協議会でですけれども、この項目の議論をそこでまとめるというまいしょうか、この議論は終えたいな、こんなふうに思います。少し、このようにあえて日を限って申し上げますのは、もう一度繰り返しお話しすることは要らないのかもわかりませんが、合併特例法の恩典等を期待して合併をするのであれば、17年の3月31日、明年の3月31日までに諸手続きを完成させる必要がございます。そういうことから、合併協定書案をまとめまして、そして、それを皆さんの団体はそれぞれの固有の手続きがとおりと思っております。協議会にかけるとか、委員会とか、いろいろあると思っておりますが、そういったような手続きを進めいただき、それから、住民への説明会等の開催を執行部当局でやっていただき、そして調印ということになります。調印の次は、議会の議決、それぞれの議会の議決が一番が眼目でございます。これが済みますれば県へ送付、県議会に。こういう順序になっていきまして。大体この順序の流れの中で、今申し上げました是非この日程でお願いをしたいと申し上げるのは、5月の13日ですね。ぎりぎりのところかと、こんなふうに考えました。こういう大切な大きな問題でございますので、今申し上げていますようなスムーズに進むこと以外に、いろんなケースを想定した場合の作業の日程の余裕というのも、私は、これが限度かな、こんなふうに思います。従いまして是非5月13日までに議論を集中していただきまして、完結をしていただきたいと、こんなふうに思って、特に私がこの件につきまして、日程を少しやかましく申し上げましたけれども、お願いをした次第でございます。それから、その次の協議第76号が農業委員さんの問題、77号が特別職、私どもの身分でございますが、その問題でございますが、このことにつきましては、今から局長がご説明を申し上げますのでお聞き取りをいただきたいと思っております。それでは。

事務局長

はい、協議第76号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、ご説明をいたします。会議資料の24ページをご覧ください。協議第76号で提案させていただく内容は農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて、合併協定項目でございます。調整の内容といたしましては、1として新市に1つの農業委員会を置くものとする提案をさせていただきます。2として合併に際しての委員定数、任期等につきましては、まず、新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定において、10人から40人の範囲と定められているところ、40人と調整をさせていただきます。ただし、合併した日から1年間については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項の規定を適用し、在任する者の数を80人と定め、互選により引き続き在任する者を定めるものとする提案をさせていただきます。3の選挙区等にかかる方針につきましては、特例を適用するという方針でもあることから、次の一般選挙までの間に調整を行うという趣旨で、選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、できるだけ早い時期に調整を行うと提案をさせていただきます。なお、26ページに津地区合併市町村の農業委員会の状況、27ページに新市の農業委員会の定数及び任期の選択として、参考資料を添付しましたので、よろしくお願いたします。

次に、協議第 77 号特別職の身分の取扱いについて、ご説明をいたします。28 ページをご覧ください。協議第 77 号で提案をさせていただく内容は、特別職の職員の身分の取扱いについて、合併協定項目でございます。新設合併の場合には、市町村長、助役、収入役、教育長及び行政委員会・各種審議会委員等の特別職の委員が失職することから、新市における特別職の取扱いについての方針を予め協議しておく必要があります。調整の内容といたしましては、1. 常勤の特別職に属する職員及び教育長に係る身分の取扱いについては、法令に定めるところによる。2. 非常勤の特別職に属する職員に係る身分の取扱いについては、法令に定めるもののほか、それぞれの職の設置の必要性を勘案し、10 市町村の長が調整を行うものとする。3. 新市の職務執行者については、10 市町村の長が別に協議をして定めるものとする提案をさせていただきます。常勤の特別職に係る新市発足時の取扱いにつきましては、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の定めるところによる調整をいたします。非常勤の特別職のうち、教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員及び固定資産評価審査会の委員につきましては、地方自治法、地方公務員法、地方税法等の定めるところにより調整をいたします。その他の条例で定める特別職の職員につきましては、新市におけるそれぞれの職の必要性を勘案して調整いたします。新市の職務執行者につきましては、地方自治法施行令の規定により 10 市町村の長が協議をして定めるものいたします。特別職の職員の身分の取扱いに関する法令等につきましては、以下に抜粋をいたしましたので、ご覧ください。また、35 ページには構成市町村の特別職等の現況をお示ししましたので、参考にいただければと思います。以上でございます。

会 長 3 つにつきまして、局長と私がそれぞれのご説明を申し上げました。何れも、非常に合併を考えていく上で重要な事項でございます。申し上げましたように、それぞれの団体で十分ご検討いただきたいと思います。今日聞いていただいて、すぐにといいのも何ですが、何かご質問ございましたら、お答えいたしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

水谷委員 議会の議員の定数及び任期の取扱いの調整内容でございますが、今、会長のほうからいろいろ 2 つにわたる議題の中身について説明をいただきたいと思います。特にこの 2 項目の合併に際しての議会の議員の定数については、38 人を基本として調整を行うと、これは説明がありましたように 4 月 5 日の 2 号委員の懇談会の座長私案ということで提示を受け賜ったわけでございますが、その説明のくんだり、少し事実と相反するようなことがあるんじゃないかと。つまり 4 月 5 日に、私ども 2 号委員については、この会合で私案を受けまして、それぞれ各特別委員会あるいは全協という形式を取ったところもあると思いますが、それぞれの議会においてこの議論をしております。その集約が 4 月の 13 日だと、こういうふうに私ども理解しておるんですが、その時に確認しておりますことは、まず、説明があった中で在任特例がまったく調整の中に入っていないというような、具体的な説明でしたが、それが事実と反することです。そういうことも含めたことの調整があるというのが前提だったわけです。それからもう 1 つですね、4 月 5 日の時点では、私案であっても、4 月の 13 日では、それぞれ聞きましたら、7 つの議会、あるいは、あと 1 つも含みとしましては在任特例が非常に多かったということで、意向としては在任特例を求める議会が多かったということになってるんですね。民主主義の世の中であれば、多数がやはり尊重されなくてはならない。こういうふうな原則があるにも関わらず、それが全く対象にならない。不思議な話です。私はこの話が集約された時点で、この私案というのは既になくなっていて、こういうふうに理解しているわけです。だから 38 人を基本としてというそのものがね、字句としてあがってくるのが不思議なんです。そんな確認はぜんぜんしておりません。私案として議論する場ではあったと、それが調整ではですね、在任特例のほうで圧倒的に多い。こういう事実関係からしてですね、説明のくだりが違うんじ

やないか。それからもう1つ、調整という枠の中には、単なる在任特例とか、あるいは即選挙とか、あるいは定数とか、そういう部分だけじゃない。こういうことは2号委員の方はよくご存知だと思いますが、私どもが、なぜ在任特例を主張するのかという裏には、議員の保身のために言っているのではないんですよ。10カ年総合計画の中で、今中断しているまちづくりが見通しが立たんと思うんですよ。このような形でまちづくりが進んでいっていいんだろうか、こういう心配ですね、その問題のことにしても明確にするようなものがあれば、調整が幅になるんじゃないかと尋ねたら、そうだと、そういう見解なんですね。そういうことは全然触れられない。そうしたら、そのことは参加した多くの2号委員の方は一体何が本質なんかさっぱり分かりません。こういう問題になって出てまいりますんで、もし、これでこれから調整しろということであれば、議会では大変なことになります。こういうことが明らかな状況を想定しますんで、あえて発言をしました。内容が多数のほうで蹴られて、最も問題にならなかったものが浮上すると、こんなふうになったのか、もう一度説明があるんなら教えてください。

会 長 それではもう少しお話をしたいと思います。最初75号についてご説明申し上げまして、違っているというご指摘がありました。お聞き違いなるといかなと思って、私の申し上げましたことは後でペーパーで差し上げますので、もういっぺんよくご覧になっていただければ、ご納得いただけると思います。それから、1に合併協議会で協議のうえ決定すると、こういうふうに懇談会がまとめたからというふうにいただきました。これに点はそうだとおっしゃっていただきましたから、だから、ひとつの協議会として、私が調整案をみなさんにお示ししたと。だから、座長さんにいろいろと懇談会でご苦労いただきましたけれど、座長案をここに載せたというような形ではなく、内容は同じかもしれませんが、これは協議会の会長として私が提案をしたものです。もう少しざっくばらんにお話をしていきますと、懇談会の座長さんの考え方には私も共感をいたしました。それはですね、こういうことだと思います。今度の合併はですね、非常に最初は総務省あたりはバラ色なことを言っておりましたけれども、私は、はなから合併というのは、そんなに甘いものではないと思っています。今、公の経済といいますか、国や県も市町村も全部厳しい形になってきた時に、どうしてこの形を打開して将来住民の皆さん方の福祉を担保していくか、こういう大切な時に来ているわけです。だから痛みが伴います。その痛みを、行政の者、私もですけれども、議会の方、それから職員、まずはここで受け止めて、そして対処していかなくちゃならん、こんなふうに思います。失礼な言い方で怒られるかわかりませんが、思い切って申し上げますが、住民のみなさんも負担を掛ける場合もあるでしょう。そういう時にいろいろな住民の方の声はですね、議員の方の身分のみ安泰では、そういうイメージではとても住民の方の理解が得られない。こういうことです。だから、私は率先、私どもも議会も痛みを受け止めて、そしてやっついこうと。そういう努力をしてから後に、住民の皆さん方にこの事態の認識をしていただくこと、こういうことが大事だという基本的な観点でですね、私は、まず共鳴をいたしました。それからですね、今厳しい財政状況と申し上げましたけれども、やはり1つはですね、我々公共団体のですね、何というか構造改革、リストラなんですよ。だから、効率化も1つの大きな目的です。そういう時に、法定数が38、やはりその中で合併効果というものを生み出していくべきであると、こんなふうにも思いました。それから、もう1つですね、166人でなければ地域の声が届かないのではないかと。それぞれの団体が今までお作りになった計画なりが、行方がどうなっていくのか分からん、心配だと、だから166人でいくよと、こういう考え方だと思いますけど、私どもはそれぞれの住民の方、地域の声については、今までから申し上げてきてますように、地域審議会の活用でありますとか、支所機能の充実でありますとか、広報広聴活動の充実ですとか、そういったことでですね、対応していけると、こんなふうに思った訳です。それから、いろんな懇談

会や会合などでですね、住民の皆さん方の議会の議員の身分ことについてのご意見を、私自身としても伺っております。そして、そういうふうに私が直接伺うこと以外にも、新聞とかテレビとかラジオ等でいろんな識者の方の考えも伺って、そういったようなことが1つ1つ全部集まりまして、私としては、ただいま申し上げましたような38人を基本として調整を行うと、こういうことで、協議会会長としては皆さんにご提案を申し上げた訳です。だから、これでどうぞと申し上げて、決まったと申し上げている訳ではなく、十分この件についてご議論をいただきたいし、そして、ご議論の経過が大変だとおっしゃいましたけど、それも承知をして、あえて提案をいたしました。こういうことでありますので、ぜひご理解をいただいて、そしてそれぞれの団体での議論に臨んでいただければと思います。以上です。

海住委員 提案されたことに物申すというのはいけないことだとは思っておりますが、私たち美杉にとりましては、何といてもへき地であり、過疎であることから、国が特例を認めてくれたのであると信じておりますので、何とかそのへんを、10の市町村の中で7つ8つまでが在任特例をとりたいと言ってみえることを、津市さんの皆さんもちょっとだけお考えいただく訳にはいかないでしょうか。これは私の考えを市長にちょっと申し上げるだけでございますが、何とかそのようにいけばいいがなと思っておりますが、大変各市町村が難しい問題だと思っております。ありがとうございます。

会 長 今お話がありましたこの合併に際してですね、それぞれの地域の問題というのは、思ったからこそその定数特例であり任期特例だと思います。議員の皆さん方の特例については、大きく任期と定数の2つがあるわけですけど、今申し上げました私のはっきりした意志は、任期の特例はご遠慮願いたい。そして、定数の特例という余地があると申しあげましたけども、この辺のところは今ご心配になっている、なかなかその地域の声が届きにくいんじゃないかと、こういうところを補充するような格好の調整は、懇談会の座長さんのお気持ち、それから懇談会に参加されたいろいろ議論を伺いましたけど、あえて私は余地があるという言葉を使いましたけど、そういうことを含めて申し上げたということでございます。お気持ちはよく分かります。

水谷委員 重ねて私の方からもう一度尋ねておきます。私どものこの2号委員の懇談の席場では、田村座長の私案だと受けとっていた。しかし、今会長の方の説明では、私の案だと、いつの間にかすりかわったか私は分かりませんが、2号委員としては、ほんとなんとかという方向で努力しようとしてやってきたのに、全くこの場では、違う方向だというのが、今釈然としません。それからもう一つはね、円滑なこういう合併協議会の議論を進めなくてはならんという時にきわめて大事なことで頭ごなしに何かをガンとやるのは手法としていいのかどうかは非常に疑問に思います。むしろ時間をとって今までやってきたようにそういう点については、もう少し温かみのある人情味のあるものを出しながら並行的に議論を進めていくべきだと、私は常にそれを言っている。むしろ10の市町村であればその対話を忘れておれば、これギスギスしたような感じになる。そんなことでは本当の意味での問題の整理になっていかないという感じがする。私は決してやり方については批判をしない。ただ、合併協議会のあり様について、このような形で上からこうすべてが下ろされるような話であると、逆に抵抗感を感じる。そんな感じを私は今している。議論は議論だということであれば十分議論をさせていただきますが、どうもそのへんの受け止め方について、私は最初からボタンのかけ違いがはじまったかなというような感じがいたします。

会 長 水谷さんが私に対するひとつの上から下からとおっしゃいましたけど、あえて一言申し上げれば、対等合併でみなでやってまいりましょう。そしてあんなひとつ、協議会の会長になって、そして議事を進めていきなさいと言われた。そのひとつのシステムの中だけですからね。別に上とか下とか。上とか下とかとご自身で思われることから物事を考えてもらいますとフラットな議論ができにくいなと、こんなふうにもあえて思います。それから座長さんの案が、すりかわったものではありません。これは座長

さんの案は座長さんとして、そして、その懇談会で議論が進められて協議会に場をお移しになって、そここのところでひとつのきり、あとは、縷々申し上げましたけど、いろんな情報を総合して、これは協議会として、協議会の代表は私でありますから、私の案としてお示した、こういうことで、なんかうざうざとすりかわったわけではございません。天花寺さん。

天花寺委員 白山の天花寺でございます。今、河芸町、美杉村の議員の方から発言がありましたけど、今日まで2号委員で内々でいろいろ議員の身分について審議しました。あくまでもこれは、下準備といいますが、津の議長のお骨折りによって調整ができないものかと論議してきたこともあって、これがもし今皆さんおっしゃるなら、最初から公開でやればいいです。だけど今提案されたことに対して、私はこのまま持って帰ります。これからが本当の皆さんの公式の場での審議になると思います。やっぱりそういうことで今までのことが勘案されていないと言われることはちょっとおかしいです。それなら最初から公開すればよい。公開ができない、皆さんいろいろ意見の違いがあるということが分かっているから非公開でもって今日まできたし、調整に苦労していただいたのは津の議長で汗流してもらいましたし、それはそれで努力が必要だと思うのです。それがそこに反映できるというのは、それは筋が違うと思うのです。ですから座長の方から中心なると基本となる一線をいただいたというふうに受け取って、私は持って帰ります。以上です。

会 長 いかがでございましょうか。今、天花寺さんからお話がありましたようにこれをひとつ持って帰っていただいて、ぜひそれぞれの団体でご議論をいただきたいとこんなふうに思います。それでは、まだこの件は次の機会、また次の機会に。先ほどいろいろ申し上げましたことでもございますのでよろしくお願いいたします。私、日付のことで細かく申し上げましたので、なんか分かりにくいといけませんので、先ほど水谷さんにも申し上げましたけど、ただいまの私の最初申し上げた部分をプリントにいたしておりますので、もしもう一度近藤の言ったことを確認したいというのであれば担当からお受け取りをくださいませ。それでは、次に入らせていただきます。

5 公共料金等の取扱いについて

会 長 今度は会議次第の5 .公共料金等の取扱いについてを議題にいたしたいと思います。これは、都市計画税とか水道料金等の6項目のことでもございますが。これこそ住民の皆さんにとりまして負担それからサービス、こういったものに大きく係りのある事項でございます。今まで私ども首長集まった時に、いろんな機会にこれらの調整につきまして触れてきました。触れて来たというのは、自由に懇談のこともあったり、いろんな格好でこの問題について、お話し合いをしてきた。それから、専門部会、幹事会で意見の交換やデータの整理もそれぞれ行ってまいりました。でも、それぞれご協議をいただいてまいりました案件とは違いまして、非常に大きな問題でございますので、なかなか、専門部会、幹事会を通して、そして、これだといって一本に協議会提案として、まとめ難い問題でありました。従いまして、このへんのところは、一体肝心な問題どうなってんのやというふうに世間の皆さんからはご心配をいただいたわけがあります。それで、今回、これも協議会長案といたしまして、まとめてみました。このまとめは、今まで、いろいろ先に勉強していただいたことや、そんなことを土台に組み立てたわけです。38ページでございます。これを、まとめ方のひとつの考え方ですけれども、今まで言われていましたように、負担が一番低いところに、それからサービスは高いところにと、それに合わせるという考え方は取っておりません。やはり、先ほども申し上げましたけれども、新市の経営の非常に厳しい見通し、それから今の公の財政状況、それから公の原則等々こういったものを考えていく諸原則の中で、やはり私は先ほども申し上げましたように、皆さんに文句なしで喜んでいただける。皆

さんというのは住民の方です。一番低いところに負担を合わせようと、こういうような、いわば、そういう安易な考え方で調整案はとりようがありませんでした。しかし、これは財政の健全化、これだけを重視したものでございませぬ。合併の特例にこういったものに対処するという財源措置もございませぬ。本当にそれが、そのとおりくるのか、どうかは不安な面もございませぬけれども、それを当てにした部分もある調整方針です。いろいろ並べました。納得いただける限度といたしましよか、住民の方がこれならば、この問題については納得しよ、でもこっちは問題はこようとか、いろんなことを考慮いたしまして調整案を作りました。私が望みますのは、やはり新市としての速やかな融和、それから一体性の確保です。このことで、今までどおり、それぞれの地域でばらばらの制度にしとこやとやれば、当面パスできることも、あえて新市になったからには、もう一本の料金体系でいこやないの。こういうようなこともありますが、それは速やかな融和と一体性の確保、こういうことでございませぬ。それから、住民サービスの維持向上というの、大切な視点だと思ひます。それぞれ水道にいたしましても、それから、コミュニティ等々にいたしましても、やはり公の原則といたしましよか、益を受けられる方がそれぞれ負担をして、そして維持をしていこやという基本的な考え方も多くあります。不足な分はなんぼでも一般財源から投資をしていいというルールになつてないものもありますから、そういうところは、ある程度きちんとした負担をしていただい。そのことが即、やはり全体の住民の方のサービスの向上に繋がるんではないかと、こんなふうと思ひます。それから、住民負担の公平性の確保ということも考えもしたし、健全な財政運営の確保、これを一番のまた大事なことにしても考え、こんなことを並べて調整案を作りました。これをご理解の上に、それぞれの各団体でお願いをするのでありますけれども、この取扱いにつきましては、今日は、それこそ、会長の私案としてお示しをいたしまして、これをご検討いただき、次回の28日の協議会に今度はいつものようなルールの協議事項として、ご提案をさせていただきたいと思ひます。その場合、ご提案をさせていただくには、今日からそれまで皆さんの中でご議論をいただく結果も伺わなければなりませんので、そのための幹事会を次の28日の協議会の前に開くように今お願いをしておりますので、そこんところで、まとめて対応できるように、申し訳ございませぬが、この項目のご検討をお願いしたいと思ひます。余談でございませぬが、この項目の具体的ないろんなことにつきましては、既にそれぞれの分科会において議論されておりますので、どうぞ、皆さん方の団体の部長さんなり課長さんは、このことの内容については、よくご承知と思ひます。そんなことで、またお聞き取りをいただい、お進めをいただきたいと思ひます。とりあえず、具体的な基本のところを、ただ今から局長がご説明を申し上げますので、以降39ページからの資料が付いてありますが、中には本当にちっちゃな字で読みづらい部分もあつて恐縮なんですけれども、少しご容赦いただきまして、お聞き取りをいただければ、こんなふうと思ひます。それじゃ、川上さん、お願いしましよ。

事務局長

はい、それでは、38ページの調整方針（会長案）をご説明をさせていただきます。まず、都市計画税でございませぬ。都市計画税につきましては、地方税法で市町村の都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地及び家屋に対して、都市計画税を課税することができる目的税として規定されております。各市町村の現況といたしましては、市街化区域を有するのは、構成市町村のうち津市、久居市、河芸町、香良洲町であります。このうち津市におきましては市街化区域内の土地及び家屋に対し0.3%の税率で都市計画税を課税しております。このように都市計画税の課税状況に差異があるため、これらについて調整をする必要があります。なお、市町村の合併の特例に関する法律では、市町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り課税をしないこと、または不均一課税をすることができるとなっております。調

整方針案といたしましては、津市の例により調整をするということでございます。具体的には、市街化区域の土地及び家屋に都市計画税(税率0.3%)を課税いたします。ただし、久居市、河芸町、香良洲町の区域につきましては、市町村の合併に特例に関する法律第10条の規定により、平成21年度までの間に限り、課税免除といたします。なお、都市計画税は、都市計画税が課税されている市街化区域において、下水道事業、街路事業、土地区画整理事業等を行う別枠の財源といたします。参考資料といたしましては、39ページに各市町村における都市計画区域の状況と都市計画税条例の設置状況と関係法令の抜粋等をお示ししておりますのでご覧ください。また、40ページに合併特例法を適用した場合の都市計画税の事例別試算による比較表をお示しておりますので併せてご覧ください。次に水道料金につきましては、現在各市町村において、それぞれ料金体系等に差異がございます。また、水道計画給水人口が5千人を超える地区については、上水道、101人以上5千人以下の地区につきましては、簡易水道で給水を実施しております。これらの実態を踏まえ、新市における一体性の確保や住民負担の公平性の確保を考慮した結果、調整方針案の具体的内容といたしまして、上水道・簡易水道とも津市の料金体系で調整をする。美杉村の簡易水道利用組合が管理する簡易水道については、現行のとおりとする。なお、参考資料といたしまして、41ページに給水戸数全体の約96%を占めております口径13mm及び20mmの使用水量別料金の状況についてお示ししておりますのでご覧ください。次に、下水道使用料につきましては、これも現在各市町村において、それぞれ使用料体系や使用料単価に差異がございます。水道の使用水量に応じて使用料を算定しているところや、戸数割や人口割算定しているところがございます。その単価も様々でありますことから、これらについて調整する必要があるということで、調整方針案の内容といたしましては、久居市の使用料体系で調整をする。なお、参考資料といたしまして、42ページに各市町村の使用水量別使用料の状況表及び使用料収入等の実績表をお示ししておりますのでご覧下さい。次に、保育所入所負担金についてでございますが、国徴収金額の合計の概ね72%(10市町村の平成13年度実績の加重平均)で徴収する方向で調整をいたします。また階層区分については、国の階層区分を原則として、各市町村の実態を踏まえ細分化を図ります。また細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分につきましては、経過措置を講じます。現在、各市町村の保育料は、所得別に国で定められた徴収基準額を基にそれぞれの独自で設定し徴収しております。その市町村の保育料の状況については、43ページから44ページにお示しをいたしました。更に13年度での国階層での入所延べ人数と保育料の徴収金比較表、またこれにつきましては、45ページに参考資料とさせていただきますので、よろしく願いいたします。次に、公立幼稚園保育料でございます。調整方針案の内容につきましては、新市における幼稚園保育料は津市の例によるものとし、月額6千円とするものでございます。なお、46ページに各市町村の公立幼稚園保育料の現況を参考資料としてお示しをいたしております。次に、国民健康保険料でございますが、賦課方法、賦課方式等合併市町村間で差異のあるものについては、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度は、現行のとおりとする。賦課方法は、津市、河芸町の例により、保険料とする。賦課方式は、津市の例により、均等割、平等割、所得割の3方式とする。賦課割合は、応能割50%、応益割50%とする。料率は、平成15年度の決算状況や医療費の動向を見極めたうえで算定する。なお、47ページには、平成14年度本算定時の保険料、被保険者数等、また平成14年度末基金残高を参考資料といたしました。先ほど会長からお話ありましたように、以上6項目につきましては、各市町村でご議論いただきまして幹事会を経て次回協議会4月28日でございますが、協議事項として提案をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

会 長 　ただ今ご説明申し上げました。何回か申し上げましたが、ちょっと、この項目につきましては、少し前段も含みましたので、即今日は協議項目というふうにはなってお

りませんことをご承知ください。いかがでございましょうか。これも、ひとつ前段でございしますので、なかなかご意見も出にくいかと思しますので、是非先ほども申し上げましたように、データはいろいろございしますので、ひとつご検討をいただきたい、こんなふうに思います。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。それでは、進んでまいりまして、もうその他なんですけれども、事務局でございましたら、お願いをいたします。じゃ、辻さん。

6 その他

事務局次長 それでは、新市建設計画策定懇話会開催状況につきまして、少しご報告を申し上げたいと考えています。会議資料の48ページに懇話会のこれまでの開催状況、更に49ページ以降につきましては、懇話会第7回の会議録の概要を付けさせていただいています。ご案内のように、新市建設計画策定懇話会につきましては、建設計画策定にあたりまして、住民の方々から幅広い意見をいただこうと、こういうふうな主旨から昨年の5月に設置をいたしてまいりました。去る、3月17日に開催されました第7回の懇話会をもって終了をさせていただくことができました。これまでの懇話会の中で、32名の委員の皆様からは教育、福祉、産業等、それぞれの専門分野、更には、地域にお住まいの立場から活発なご意見、ご要望をいただいていたところでございます。作成に当たりまして、多くを参考にさせていただくことができましたし、また残された協議会での新市まちづくり計画の仕上げにも是非参考にしていきたいと考えているところでございます。お礼を申し上げる次第でございます。最後に当たりまして、4月5日には、懇話会の会長であります大原会長様、それから雨宮副会長様が合併協議会近藤会長に、懇話会でお生まれまいりました委員の皆様方の主な意見等集約をされまして、ご報告をしていただいたところでございます。少し内容を報告をさせていただきますと、まず、懇話会に参画をして、我々各委員の皆様方につきましては、新市のまちづくりに是非とも生かして欲しい。また新市まちづくり計画で事業内容が包括的要件になっているところについては、新市の総合計画策定の際には十分検討し、具体的な施策事業として盛り込んで欲しい。また計画に盛り込んだ施策要件については、ハード事項だけでなく、ソフト的なものについても、取り分け福祉、医療、教育、文化等の問題にも力を注いで欲しい。また周辺の地域が寂れないように考えて欲しいというふうなこと等ございました。なお、これまでの懇話会の詳細につきましては、今回第7回の会議録概要を付けさせていただくと同様に、懇話会開催の都度、これまでも協議会で会議録をご提示をさせていただいて、ご報告をさせていただいておりますので、よろしくご参考にいただければというふうに考えているところであります。新市建設計画策定懇話会につきまして、終了していただきましたことについて、ご報告を申し上げます。以上でございます。

会 長 ただ今、辻がご説明を申し上げたのが、懇話会での経過でございます。説明にありましたように、先日、会長さん、副会長さんがお越しをいただきまして、ご報告をいただきました。メンバーの皆さん方につきましては、本当に随分ご熱心にご議論をいただきまして、そのご議論の真摯さも会議録概要に、よくうかがえるものだと、こんなふうに思います。本当に、この場をお借りいたしまして、改めて委員の皆さん方にはお礼を申し上げたいと思います。以上でございますが、他に何かございましたら、お願いをいたします。はい、どうぞ。前山さん。

前山委員 閉会に当たりまして、私からは最後に、これまで10市町村におきまして、それぞれ大変な労力を費やし、これからも費やし、この合併に向かって進んでいったということであろうと思っております。本当に全てをかけて、これに全力を集中してきたと、こういうふうに私は思っております。皆さん方もそうだろうと思っております。従いまして、いろいろこれからハードルの高い問題が出てくるというふうにご予測されます

が、またそして、今日も一部そういったものが出てきたわけですが、どうぞ、ひとつ、何としても、私ども市町村長という立場で、いろいろ考えます時に合併は避けられないということは、皆さん共通の問題と、あるいは共通の認識であるというふうに思いますが、そのことをひしひしと感じておるわけですが、どうぞ、ひとつ、これからの難題に当たりましても、合併に向かっていくということでのご議論を頂戴をいたしたい。かように思う次第でございます。多くは語りませんが、以上お願いを申し上げたいと存じます。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。それでは、これでお開きにさせていただきますが、ちょっと、今一言、3号委員さんをお願いがあるんです。聞いていただけますか。この議案第75号につきまして、非常に住民の皆さん方のご関心の高い大事の問題でございます。それで、私ども1号委員は時折会いますし、それから、2号委員さんも今お聞きのように懇談会等でいろいろと、ざっくばらんにお話を進めていただき、3号委員さんは、いっぺん、またこの問題につきまして、3号委員さんは、それぞれのお立場ですから、何か合わせていろいろ協議をしていただくというものには、あわないかも知れませんが、次の協議会当たりに、是非ご意見をお伺いをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。ちょっと、こんなおかしな提案で失礼ですけれども、是非お願いしたいと思います。ありがとうございます。いろいろ本当に大事な問題が登場してまいりましたので、勢い議論も多くなってくると思いますけれども、今まで、先ほど前山さんのお話にもありましたように、もうお互いざっくばらん議論してきた仲間でございますので、ひとつ忌憚なく意見を交わして、いい形で合併まで。協議会長としては、切に私も思いますので、どうぞ今後とも、よろしく願いを申し上げたいと思います。今日は長時間ありがとうございました。これで失礼いたします。

平成 16 年 5 月 7 日

署名委員 1号委員 河芸町長

長谷川 政 春 印

2号委員 美里村議会市町村合併調査特別委員会委員長

永 田 正 印

3号委員 津商工会議所常議員

鈴 木 秀 昭 印

会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。